

裏面へ続く

◆予防接種を受けた後の一般的注意事項

1. 予防接種を受けた後 30 分間程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがあります。
2. 接種後、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
3. 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
4. 接種当日は、はげしい運動はさけましょう。
5. 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。その場合には、市役所担当課へも連絡してください。

◆予防接種による健康被害救済制度

1. 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
 2. 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
 3. ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
 4. 予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、給付額等が異なります。
- ※給付申請の必要が生じた場合には、市役所担当課へご相談ください。

【日本脳炎予防接種の特例対象の方へ】

特例対象者（16 歳以上 20 歳未満）については、本人がこの説明書の記載事項を読み、予防接種を希望する場合には自らが判断して予防接種を受けることができます。

接種することを判断する際に、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や市役所担当課に確認して、十分納得したうえで、接種してください。予診票の自署欄には、本人の氏名を記載してください。

【女性への注意事項】

妊娠している者又はその可能性がある者は、予防接種不適当者として接種することができませんが、出産後又は妊娠していないことが確認された後適当な時期に接種を受けてください。

参考資料：予防接種と子どもの健康 2024 年度版、厚生労働省「日本脳炎ワクチン接種に係る Q&A」

周南市役所

健康づくり推進課 徳山保健センター内

TEL 0834-22-8553